

農 林 水 産 部
土木工事施工管理基準

令和6年8月

富山県農林水産部

目 次

土木工事施工管理基準	1
第1 目 的	1
第2 適 用	1
第3 用語の定義	1
第4 施工管理の基本構成	1
第5 施工管理の実施	2
別表第1 直接測定による出来形管理	
【農業農村整備事業編】	5
(農業農村整備事業編)	
1. 共 通 工 事	6
2. ほ場整備工事	20
3. 農用地造成工事	22
4. 舗装工事・道路改良工事	26
5. 水路トンネル工事	38
6. 水 路 工 事	42
7. 排水路工事・河川工事	48
8. 管水路工事	52
9. 畑かん施設工事	80
10. 橋梁工事	82
11. 橋梁下部工事	86
12. 法面保護工事	92
13. 暗渠排水工事	100

14. フィルダム工事	102
15. 頭首工工事	106
16. 海岸河川工事	108
17. ため池改修工事	110
18. 客土工事	114
19. 地すべり工事	114
20. 補強土壁工事	114
21. 農業集落排水施設工事	115
22. 施設機械関係工事	115
(別表ア～カについて)	
別表ア 基礎杭打工 偏心管理基準値	116
別表イ 管水路 (コンクリート二次製品) ジョイント間隔管理基準値	118
別表ウ 管水路 (ダクタイル鋳鉄管) ジョイント間隔管理基準値	120
別表エ 管水路 (強化プラスチック複合管) ジョイント間隔管理基準値	122
別表エ (参考資料1及び2) 別表エの旧規格について	124
別表オ 放射線透過試験による点検の項目と判定基準	128
別表カ 塗覆装の方式及びその厚さ	129
【森林整備保全事業編】	131
森林整備保全事業編の目次	132
(森林土木工事共通)	
1 土工	134
2 無筋・鉄筋コンクリート	136
3 一般施工	138
(治山防潮工等)	
4 堤防・護岸	210

5	突堤	214
6	離岸堤 潜堤	224
7	砂丘造成	224

(溪間・山腹工等)

8	溪間工	226
9	流路工	230
10	山腹工	230
11	地すべり防止工	234
12	森林整備	236

(林 道)

13	林道	246
14	舗装	252
15	橋梁下部	254
16	橋梁上部	266
17	コンクリート橋上部	272
18	木造橋上部	272
19	トンネル NATM	272
20	道路維持	278
21	道路修繕	280

別表第2 撮影記録による出来形管理 283

1.	共通工事	284
2.	ほ場整備工事	288
3.	農用地造成工事	288
4.	舗装工事・道路改良工事	290
5.	水路トンネル工事	290

6. 水路工事	290
7. 排水路工事・河川工事	292
8. 管水路工事	292
9. 畑かん施設工事	294
10. 橋梁工事	296
11. 橋梁下部工事	296
12. 法面保護工事	296
13. 暗渠排水工事	298
14. フィルダム工事	298
15. 頭首工工事	298
16. 海岸河川工事	298
17. ため池改修工事	300
18. 治山工事	302
19. 林道工事	308
20. 地すべり工事	308
21. 補強土壁工事	308
(参考) 農林水産部土木工事写真撮影要領(案)	310

別表第3 品質管理	313
1. コンクリート関係	314
2. 土質関係	322
3. 石材関係	334
4. アスファルト関係	336
5. プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係	342
6. その他二次製品	346
7. アンカー関係	348

8. 法面工関係	350
9. 管水路の通水試験	366
10. トンネル(NATM)観察・計測(案)	370
(参考) 品質管理の試験方法	393
別表第4 施工管理記録様式	395
様式 1 表題	397
様式 2 施工計画表	398
様式 3 出来形管理図	399
様式 4 出来形管理図(整地工用)	400
様式 5 出来形管理図(暗渠排水用)	401
様式 6 出来形管理図(構造物用)	402
様式 7 品質管理図(生コンクリート)	403
様式 8 測定結果一覧表	404
様式 9 スランプ試験一覧表	405
様式 10-1 X-R管理データシート(1)	406
様式 10-2 X-R管理データシート(1)の2	407
様式 11 X-R管理図	408
様式 13-1 二次製品品質管理図(一般製品)	409
様式 13-2 二次製品品質管理図(管製品)	410
様式 14 鋼管溶接測定結果一覧表	411
様式 15 鋼管溶接塗覆装点検表	412
様式 16 管水路ジョイント間隔測定結果一覧表	413
様式 17 埋設とう性管たわみ量管理表	414
様式 19 杭打ち成績表	415
様式 20 塩化物含有量試験	416

様式 21	路面の平坦性試験表（標準偏差）	417
様式 22	プルーフローリング試験	418
様式 23	コンクリート養生温度管理表	419
様式 24-1	X-R _s -R _m 管理データシート	420
様式 24-2	X-R _s -R _m 管理データシートの2	421
様式 25	X-R _s -R _m 管理図	422
様式 12（参考）	材料検収簿	423
（参考）	現場搬入材料等を部分払の対象とするための処理方針	425
（参考）	請負契約約款第13条第2項の取り扱いについて	426
（参考）	アルカリ骨材反応抑制について（通知の抜粋）	427
（参考）	レディーミクストコンクリート単位水量測定・管理要領	431
（参考）	ひび割れ調査方法等について	441
（参考）	テストハンマーによる強度推定調査方法等について	447
（参考）	非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理について	455
（参考）	ダブルナット（アンカーボルト）の施工について	459

土木工事施工管理基準

土木工事施工管理基準

〔 制 定 昭和52年4月1日 農地林務部長
最終改正 令和6年8月13日 農整第305号 〕

第1 目 的

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、富山県農林水産部所管の工事の施工にあたっての工事の工程管理、出来形管理及び品質管理等の適正化を図るため、受注者が実施する施工管理の基準を定めたものである。

第2 適 用

この管理基準は、富山県農林水産部が発注する土木工事について適用するもので、この管理基準と特別仕様書が一致しない条項は特別仕様書が優先する。

本管理基準に定める J I S 規格及び各種協会規格が、最新のこれらの規格と異なる場合にあっては、当該最新の規格を適用するものとする。

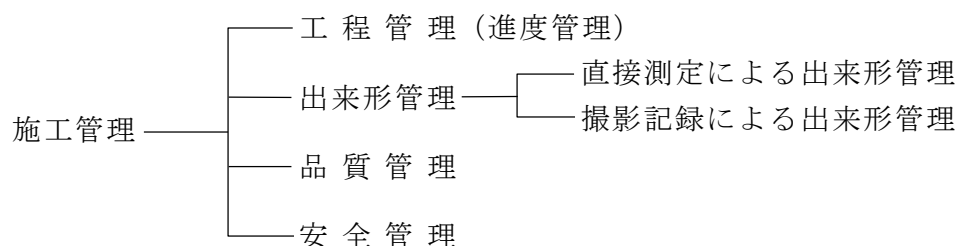
第3 用語の定義

規 格 値…規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、測定・試験値は全て規格値の範囲内になければならない。

管理基準値…管理基準値は、出来形測定値及び試験値が「規格値」の範囲内に収まるよう、受注者が実施する自主施工管理の「目標値」の参考として示したものである。

第4 施工管理の基本構成

施工管理の基本構成は次のとおりとする。



1 工程管理

契約工期を考慮し、工事の施工達成に必要な作業手順及び日程を定めて、工程内容に応じた方式（ネットワーク方式、バーチャート方式等）により工程計画表を作成し、工事实施途中で計画と実績を比較検討の上、必要な処置を講ずるものとする。

2 直接測定による出来形管理

工事の出来形を把握するため、工作物の寸法、基準高等の測定項目を施工順序に従い直接測定（以下、「出来形測定」という。）し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

3 撮影記録による出来形管理

出来形測定、品質管理を実施した場合、又は施工段階（区切り）及び施工の進行過程が確認できるよう、撮影基準等に基づいて撮影記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

4 品質管理

資材等の品質を把握するため、物理的、化学的試験を実施（以下、「試験等」という。）し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

5 安全管理

工事の施工にあたり、労働者や第三者に危害を加えないように、安全管理体制の整備、工事現場の整理整頓、施工計画の検討、安全施設の整備、安全教育の徹底などを行うものとする。

第5 施工管理の実施

1 施工管理責任者

受注者は、土木工事等共通仕様書第1編1-1-10条 主任技術者等の資格に規定する技術者等と同等以上の資格を有する者を、施工管理責任者に定めなければならない。施工管理責任者は、当該工事の施工管理を掌握し、この基準に従い適正な管理を実施しなければならない。

2 施工管理項目

施工管理は、別表第1「直接測定による出来形管理」、別表第2「撮影記録による出来形管理」、別表第3「品質管理」により行うものとする。なお、この管理基準又は特別仕様書に明示されていない事項、管理項目間で整合がとれない事項及び不明な事項については、監督員と協議するものとする。

3 施工管理の実施と提出内容

施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保が図れるよう、工事の進行に平行して、速やかに実施し、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

なお、提出様式は別表第4「施工管理記録様式」を参考に適正な方式を選定するもの

とする。

4 施工管理上の留意点

- (1) 完成後に明視できない部分又は完成後に測定困難な部分については、完成後に確認できるよう、測定・撮影箇所を増加する等、出来形測定、撮影記録に特に留意するものとする。
- (2) 完成後に測定できないコンクリート構造物の出来形測定は、監督員の承諾を得て、型枠建込時の測定値によることができるものとする。
- (3) 管理方式が構造図に朱記、併記するものにあつては、規格値を合わせて記載するものとする。
- (4) 施工管理の初期段階においては、必要に応じて測定基準にかかわらず測定頻度等を増加するものとする。
- (5) 出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏向したり、バラツキが大きい場合は、その原因を追求かつ是正し、常に所要の品質規格が得られるように努めるものとする。
- (6) 安全管理の実施状況は、写真、ビデオ又は実施状況報告書等により提出するものとする。

5 検査（完成・既済部分）時の提出内容

受注者は、完成検査、既済部分検査時に、この管理基準に定められた施工管理の結果を提出するものとする。

6 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

7 その他

- (1) 規格値の上下限を超えた場合は「手直し」を行うものとする。ただし、上限を超えても構造及び機能上、支障ない場合はこの限りでない。
- (2) 施工管理に要する費用は、受注者の負担とする。

